

部あり、伴部は友部にして、西那珂郡にありと云、又多珂郡にも友部あり、又陸奥國に行方郡あり、又那珂郡に芳賀の郷名見ゆ、芳賀は下野國の郡名たり、又多珂郡に高野郷あり、高野は、中世今の白河郡を高野郡ともいひし事あり、そのゑに、今白河郡に高野村あり、又茨城郡に白河の郷名あり、又助川郷は多珂郡にあり、然るに久慈郡に屬せり、今彼此の地名を點檢し、古今遷移の來歴を考ふるに、各皆因て來れる處あり、今余○黑崎至純○中が臆載を此に存して、以て識者の考定を請○中道○中の幸○中廿日○寛政四ひるの亥た、めして法隆寺へ行○中太子御茵とて、あまたある中に、縫○中めもきれて、中倍の細緯筵出たるが、裏は幅ひろき布にて、端に常陸國信太郡中家郷戸主大伴羊○中口○中天平寶勝八年口口口と墨もて書て有寶勝は勝寶の書たがへるにや、八年の下は十月とおぼしくて、其下は消てみえず、

〔吾妻鏡〕治承五年○養和元年十月十二日乙卯、以常陸國橋郷○中令奉寄鹿島社、是依爲武家護持之神、殊有御信仰云云、

奉寄鹿島社御領

在常陸國橋郷

右爲心願成就所奉寄如件、

治承五年十月日

源賴朝白敬

〔吾妻鏡〕四元曆二年○文治元年八月二十一日辛未、鹿島社神主中臣親廣、與下河邊四郎政義被召御前、遂一決、是常陸國橋郷者、被奉彼社領訖、而政義以當國南郡○茨城總地頭職稱、在郡内、押領伴郷、令謹責神主妻子等、剩可從所勘之、由取祭文之旨、親廣訴申之、政義雖伏、頗失陳謝、爲眼代等所爲歎之、由稱之、○下

〔鹿島文書〕下常陸國鹿島社在別司并在廳官人等